



# 平成30年度先進・高度技術人財育成事業費補助金

食分野産業又は成長分野産業への  
事業展開・取引の拡大等を図るため  
の県外研修受講料及びeラーニング  
受講料等を助成します。



県内企業、誘致企業のいずれもご申請可能です。

## <事例1>

大手自動車メーカーが開設する人材研修機関へ  
長期的に従業員を派遣することで、自動車関連産  
業への参入や取引拡大の足掛かりとしたい。

○対象経費：従業員の人件費※、研修機関への旅費、  
受講料、教材費

※1ヶ月以上の長期派遣に際し代替職員を雇用した場合、  
当該代替職員の基本給相当額

## <事例3>

食分野における、事業化・試作・生産等におけ  
る生産性向上を図るために必要となる技術習得の  
ため、産業団体が実施する専門技術実習に従業員  
を派遣したい。

○対象経費：研修会場への旅費、受講料、教材費

## <事例2>

新たに医療分野等への参入を目指し関連する技  
術をeラーニングにより習得したい。

○対象経費：eラーニング受講料※

※パック料金の場合、その全てが補助対象とはなりません  
(受講者数に応じて対象経費を算出します)

## <事例4>

関連技術の新たな習得のため、県外から専門  
講師を自社の工場に招いて、具体的技術指導を  
受けたい。

○対象経費：専門講師の謝金・旅費

**募集期間** 随時募集。ただし、予算がなくなり次第終了  
(平成31年2月28日までに受講を終える必要があります)

**補助金の額** 補助対象経費の実支出額の8/10又は50万円のいずれか低い額

**補助対象経費** 人件費 ▶ 従業員等の長期派遣（1ヶ月以上の派遣とする）に際し代替従業員  
を雇用した場合、当該代替従業員の基本給相当額（ただし、  
従業員等の派遣期間分に限る）

研修費 ▶ 交通費、宿泊費（食費を除く）、受講料（eラーニングの受講に  
要する経費は一定の要件を満たすものに限る）、教材費、講師  
謝金、講師旅費

詳細は裏面をご覧になるか、下記までお気軽にお問合せください。

お問合せ・申込先

〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県商工労働部 産業立地推進課 産業人材グループ 本間  
【TEL】：017-734-9386  
【FAX】：017-734-8109  
【メール】：kogyo@pref.aomori.lg.jp

# 対象産業の定義

**食分野産業とは** 食料品製造業を軸に、本県の豊富な農林水産資源を生かし、農林水産業と一体で振興し、地域経済への相乗効果を高めていく関連産業を示します。

**成長分野産業とは** 医療機器製造や自動車関連部品製造等において、新たな製品開発や参入を見据え、本県企業の持つ裾野の広い技術力の活用が図られる関連製造業を示します。

## 補助対象者

県内に事業所（営業拠点としての機能のみを有するものを除く。）を持ち、次の業種（日本標準産業分類中分類）のいずれかに該当する企業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

## 補助対象事業

補助対象者がその従業員等に対し次のいずれにも該当する研修等を受講させる事業

- ① 食分野産業又は成長分野産業における新たな事業展開又は取引拡大等に向けた人材育成を目的とするもの
- ② 食分野産業又は成長分野産業の専門的な知識及び技術を習得するもの（ただし、県外で開催される研修、県外企業等から講師を招聘して実施する社内研修および一定の要件を満たすeラーニングによる研修等の受講によるものに限る）
- ③ 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの
- ④ 平成31年2月28日までに従業員等の研修等の受講が終了し、かつ、補助対象者に対し、当該従業員等から研修内容に係る報告等がなされるもの

## 応募方法

申請書に必要な書類を添付のうえ、担当まで郵送又は持参にて提出してください。

### 【提出が必要な書類】

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）
- ④ 定款
- ⑤ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書



補助金申請書等はここからダウンロードいただけます

青森県産業立地推進課

検索